

事業場における 安全衛生管理体制のあらまし

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」
「安全衛生推進者等」「安全・衛生委員会」について

修正版



各種選任報告早わかり

- ◎労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任と、安全委員会・衛生委員会の設置を義務付けています。また、小規模事業場にあつては、安全衛生推進者、衛生推進者の選任を義務付けています。
- ◎総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から**14日以内に選任し**、所定の様式により**遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります**。
- ◎報告様式は、検索サイトで、「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」等のキーワードにより検索し、印刷時の注意事項を確認の上で厚生労働省のホームページからダウンロードし、印刷してから記入して下さい。**(コピーの使用は不可)**
厚生労働省ホームページの「入力支援サービス」もご利用いただけます。画面上での入力を終えたら必ず紙に印刷し、所轄の労働基準監督署へ提出して下さい。

京都労働局・労働基準監督署

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

事業者は、下表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

業種	① 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (令2条1号の業種)	② 製造業(物の加工業を含む)、 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、各種商品卸 売業、家具・建具・じゅう器 等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ 場業、自動車整備業、機械修 理業 (令2条2号の業種)	③ その他の業種 (令2条3号の業種)
規模 (人)	100以上	300以上	1000以上
	50~99	50~299	50~999
	10~49	10~49	10~49
	1~9	1~9	1~9

(注)「令」：労働安全衛生法施行令、「法」：労働安全衛生法

- ※1 規模には、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者及び派遣労働者の数を含めてください。(P15参照)
- ※2 製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。

参照1

【労働基準法施行規則】第18条

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 | 七 重量物の取扱い等重激なる業務 |
| 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 | 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 |
| 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 | 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、銻素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務 |
| 四 土石、黽毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 | 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務 |
| 五 異常気圧下における業務 | |
| 六 削岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務 | |

選任のポイント

1 安全管理者

次に該当する事業場については、**安全管理者のうち1人を専任（専ら安全管理を行う者）**の安全管理者としてすることとなっております。

業 種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
上記以外の業種で過去3年間の労働災害による休業1日以上、死傷者数の合計が100人を超える場合	2,000人以上

2 衛生管理者

事業場の規模ごとに選任しなければならない数は、次のとおりです。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人～ 200人	1人
201人～ 500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

また、次に該当する事業場については、**衛生管理者のうち1人を専任（専ら衛生管理を行う者）**としてすることとなっております。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第18条各号に掲げる(参照1)業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの。

なお、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務(労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号)などに常時30人以上の労働者を従事させる場合は、**衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許**を受けた者のうちから選任することとなっています。

3 産業医

常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、**2人以上の専属産業医**を選任することとなっております。なお、次に該当する事業場にあっても、**専属の産業医**を選任することとなっております。

- ① 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 一定の有害な業務に常時500人以上の労働者を従事させるもの(労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務)(参照2)

参照2

※一定の有害な業務とは…

【労働安全衛生規則】第13条第1項第3号

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務

又 深夜業を含む業務

- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務



総括安全衛生管理者

(労働安全衛生法第10条(労働安全衛生法施行令第2条、労働安全衛生規則第2条等))

総括安全衛生管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第2条)

1 総括安全衛生管理者…

労働安全衛生法第10条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「**総括安全衛生管理者**」として選任し、その者に「**安全管理者、衛生管理者等**」を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

2 選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者
(工場長など)

3 総括安全衛生管理者の職務

労働安全衛生法第10条等

「安全管理者、衛生管理者など」に指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- ① 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤ その他労働災害を防止するため必要な業務
 - (1) 安全衛生に関する方針の表明に関すること
 - (2) 危険性又は有害性等の調査(労働安全衛生法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項)及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
 - (3) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること



報告書記入例（総括安全衛生管理者）

（注）必ず消えない黒のボールペンを使用して記入してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面） 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告		
労働保険番号 80401	26101012345000	/
事業場の名称 京都印刷株式会社 京都工場	事業の種類 製造業	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人 坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人
事業場の所在地 京都市中京区両替町御池上ル金吹町451	労働者数 120	計
電話番号 075-241-3216	産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ロウドウハナコ	被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 労働花子	
選任年月日 7：平成 9：令和 90241	生年月日 1：明治 3：大正 5：昭和 7：平成 9：令和 54572	選任種別 1 総括安全衛生管理者 2 安全管理者 3 衛生管理者（4以外の者） 4 衛生管理者（衛生工学管理担当） 5 産業医
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務 記入不要	専属の別 <input type="checkbox"/> 専属 <input type="checkbox"/> 非専属	他事業場に勤務している場合は、その勤務先
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要 平成〇〇年〇月 〇〇大学工学部卒業 平成〇〇年〇月 〇〇自動車〇〇工場入社 平成〇〇年〇月 同工場 製造部課長 平成〇〇年〇月 同工場 工場長 産業安全の実務経験18年	専任の別 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼職	他業務を兼職している場合は、その業務
産業医の場合は医師番号等 種別 医師番号（右に記して記入する）	フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ロウドウイチロウ	
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 労働一郎	前職の年日 7：平成 9：令和 90241	
辞任、解任等の年月日	参考事項 新規選任	解任者がある場合に記入。
令和2年4月2日 〇〇 労働基準監督署長殿	事業者職氏名 京都印刷株式会社 京都工場 代表取締役 京都一郎	受付印

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。（P15参照）

P2の表に掲げる業種を記入。

濁点も1マスの中。

記入不要。

総括安全衛生管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入。

解任者がある場合に記入。

初めて総括安全衛生管理者を選任した場合記入。

原則として、代表者職氏名を記入し、押印してください。

なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

個人情報適正な取り扱いの観点から、受付印が押印された写しが不要な場合は、写しの郵送はお控えください。郵送により、受付印が押印された写しの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付、宛名記入）と写しを同封してください。



安全管理者

(労働安全衛生法第 11 条(労働安全衛生法施行令第 3 条、労働安全衛生規則第 4～6 条等))

安全管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第 4 条)

1 安全管理者…

労働安全衛生法第 11 条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」(その事業場に専属の者)を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第 5 条

- ① 下表の年数以上産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」(労働安全衛生規則第 5 条第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修平成 18. 2. 16 厚生労働省告示第 24 号)を修了したもの。

	大学卒 高等専門学校卒	高校卒	その他
理科系統	2 年	4 年	7 年
理科系統以外	4 年	6 年	7 年

※「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

- ② 労働安全コンサルタント
③ 平成 18 年 10 月 1 日時点において安全管理者としての経験が 2 年以上ある者 (経過措置)

3 安全管理者の職務

労働安全衛生法第 11 条等

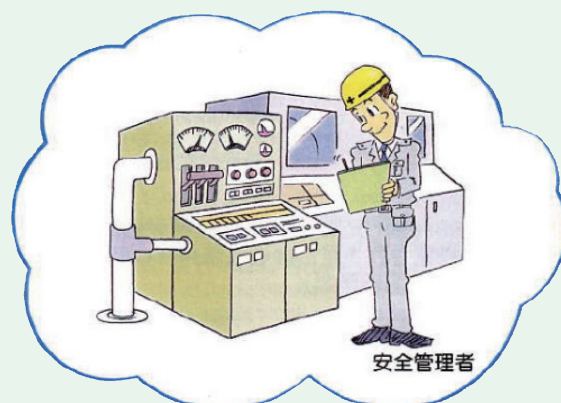
(1) 安全管理者は総括安全衛生管理者の業務 (P 4 参照) のうち安全に関する技術的事項を管理することとなっています。

- ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置 (設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的な点検及び整備
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤ 消防及び避難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置など

(2) 巡視及び権限の付与

(労働安全衛生規則第 6 条)

- ① 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
- ② 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。





衛生管理者

(労働安全衛生法第12条(労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条等))

衛生管理者の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第7条)

1 衛生管理者…

労働安全衛生法第12条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」(その事業場に専属の者)を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第7条

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

※免許を受けることができる者

○ 衛生管理者(第一種・第二種)

- ・ 衛生管理者免許試験(第一種・第二種)に合格した者
- ・ 保健師、薬剤師の免許を受けた者など

○ 衛生工学衛生管理者

- ・ 大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など。大阪安全衛生教育センター他で受講
TEL 0721-65-1821(代)

3 衛生管理者の職務

労働安全衛生法第12条等

(1) 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の業務(P4参照)のうち衛生に関する技術的事項を管理することとなっています。

- ① 健康に異常のある者の発見及び処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
- ⑧ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など

(2) 定期巡視(労働安全衛生規則第11条)

- ① 衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。
- ② 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。



衛生管理者

報告書記入例（衛生管理者）

（注）必ず消えない黒のボールペンを使用して記入してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者 産業医選任報告

労働保険番号 ページ / 総ページ

事業場の名称 事業の種類 坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人
坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人

事業場の所在地 郵便番号（604-0846）

電話番号 労働者数 計

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること 被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

選任年月日 元号 生年月日 元号 選任種別

安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務 専属の別 専任の別 総務業務全般

総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要

産業医の場合は医籍番号等

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること 前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること

辞任、解任等の年月日 元号 参考事項

令和2年4月2日 事業者職氏名 受付印

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。
2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。

労働基準法施行規則第18条の業務については、P2の参照1を確認のうえ、対象労働者数を記入。

パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。（P15参照）

日本標準産業分類の中分類
濁点も1マスの中。

衛生工学衛生管理者の場合は「4」を記入。

事業場に専属の者であることが必要。

兼職の場合は記入。

専任が必要な事業場については、P3を参照。
複数の衛生管理者を選任し、職務区分が分かっている場合、当該衛生管理者の担当職務を記入。

解任者がある場合に記入。

初めて衛生管理者を選任した場合記入。

原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。

なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

※提出にあたっては、**衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）**を添付してください。

個人情報の適正な取り扱いの観点から、受付印が押印された写しが不要な場合は、写しの郵送はお控えください。郵送により、受付印が押印された写しの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付、宛名記入）と写しを同封してください。



産業医

(労働安全衛生法第13条、(労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13～15条の2等))

産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から 14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。(労働安全衛生規則第13条第1項第1号)

産業医は、「当該法人の代表者・個人事業主・事業場において事業の実施を統括管理する者」以外の者を選任する必要があります。(労働安全衛生規則第13条第1項第2号)

1 産業医…

労働安全衛生法第13条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせていることとなっています。

2 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第14条第2項、告示

次のいずれかの要件を備えた者

- ① 労働者の健康管理を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者（日本医師会の産業医学基礎研修を修了）
- ② 産業医科大学その他の大学であって、厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正規の課程を修めて卒業した者であって、厚生労働大臣が定める実習を履修した者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が**保健衛生**である者
- ④ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
- ⑤ 平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者（経過措置）など

3 産業医の職務

労働安全衛生規則第14条第1項、第3項、第7項

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。(労働安全衛生規則第14条第1項)

- ① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - ② 長時間労働者に対する面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
 - ③ ストレスチェックの実施並びにストレスチェック結果に基づく面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
 - ④ 作業環境の維持管理に関すること
 - ⑤ 作業の管理に関すること。
 - ⑥ 労働者の健康管理に関すること。
 - ⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - ⑧ 衛生教育に関すること。
 - ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (2) 産業医は、総括安全衛生管理者に対する勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができます。
- (3) 産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。

4 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供

労働安全衛生法第13条、第13条の2第2項、労働安全衛生規則第14条の2第1項、第2項、第15条の2第3項

産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医を選任した事業者は、産業医に対して、以下のアからウまでの情報を提供しなければなりません。

事業者から産業医へのアからウまでの情報の提供は、次の情報の区分に応じ、それぞれ定める時期に行わなければなりません。

※ 「速やかに」とは、おおむね2週間以内をいいます。

ア	①健康診断、②長時間労働者に対する面接指導、③ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置に関する情報（措置を講じない場合は、その旨・その理由）
	提供時期：①～③の結果についての医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。
イ	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報（高度プロフェッショナル制度対象労働者については、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間（健康管理時間の超過時間））
	提供時期：当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。
ウ	労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
	提供時期：産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

5 勧告等

労働安全衛生規則第14条の3第1項、第2項

(1) 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め（労働安全衛生規則第14条の3第1項）

産業医の勧告が、その趣旨も含めて事業者十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、産業医は、勧告をしようとするときは、あらかじめ勧告の内容について、事業者の意見を求める必要があります。

(2) 勧告等（労働安全衛生法第13条第5項）

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

(3) 産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の記録・保存（労働安全衛生規則第14条の3第2項）

事業者は、勧告を受けたときは、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合は、その旨・その理由）を記録し、これを3年間保存しなければなりません。

(4) 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告（労働安全衛生法第13条第6項、労働安全衛生規則第14条の3第3項、第4項）

6 産業医の権限の具体化

労働安全衛生規則第14条の4第1項、第2項

事業者が産業医に付与すべき権限には、以下のアからウまでの事項に関する権限が含まれます。

ア	事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
イ	労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
ウ	労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

7 産業医の定期巡視

労働安全衛生規則第 15 条

産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月 1 回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 か月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

ア	衛生管理者が行う定期巡視の結果
イ	労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

8 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め

労働安全衛生規則第 23 条第 5 項

産業医が衛生委員会等に産業医学の専門的な立場から、労働者の健康管理等について積極的に提案できるよう、産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めることができます。

9 産業医等の業務の内容等の周知

労働安全衛生法第 101 条第 2 項、第 3 項、労働安全衛生規則第 98 条の 2 第 1 項、第 2 項

産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、以下のアからウまでの方法により、労働者に周知させなければなりません。

※ 労働者数 50 人未満の事業場の事業者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は保健師についてこれらの事項を、以下のアからウまでの方法により、周知するよう努めなければなりません。

ア	常時各作業場の見やすい場所に掲示し、備え付けること。
イ	書面を労働者に交付すること。
ウ	磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

10 辞任・解任時の衛生委員会等への報告

労働安全衛生規則第 13 条第 4 項

産業医の身分の安定性を担保し、その職務の遂行の独立性・中立性を高める観点から、事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければなりません。

報告書記入例（産業医）

（注）必ず消えない黒のボールペンを使用して記入してください。

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号 26101012345000	〒 604-0846 京都市中京区両替町御池上ル金吹町451	事業の 種類 保健衛生	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 人 坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 人	計 12
事業場の名称 株式会社〇〇商事		事業場の所在地		労働者数 80	産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ロウドウハナコ		被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 労働花子		選任年月日 元号 年 月 日 9 0 2 4 1 1～9年は付 1～9月は付 1～9日は付	選任種別 5 1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者(4以外の者) 4. 衛生管理者(衛生工学管理担当) 5. 産業医
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務 記入不要		専属の別 2 1. 専属 2. 専属 非専属 他の事業場に勤務している場合は、その勤務先 〇〇医院		産業医の専属の別 ①常時1000人以上の労働者の場合『専属』 ②有害業務（P3の参照2の業務）の従事者が500人以上の場合『専属』 ③それ以外『専属又は非専属』	
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要 記入不要		専任の別 1 専任 兼職 他の業務を兼職している場合は、その業務		記入不要。	
産業医の場合は医籍番号等 1		医籍番号(右に詰めて記入する) 123456		医師免許証に記載されている医籍番号を記入。 様式裏面参照。 産業医の選任要件に応じたコード番号を記入。 例えば、 日本医師会研修修了者…1 労働衛生コンサルタント…3	
フリガナ 姓と名の間は1文字空けること ロウドウイチロウ		前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること 労働一郎		参考事項 新規選任 内科 開業	
辞任、解任等の年月日 7:平成 9:令和 9 0 2 4 1 1～9年は付 1～9月は付 1～9日は付		事業者職氏名 株式会社〇〇商事 代表取締役 京都一郎		受付印	

令和2年4月2日

〇〇 労働基準監督署長殿

2人以上の選任報告を同時に行う場合に記入。
継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。
パートタイマー等の臨時的労働者、派遣労働者も含めた人数を記入。
(P15参照)
労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務についてP3の参照2を確認のうえ、対象労働者数を記入。
日本標準産業分類の中分類
濁点も1マスの中。

産業医の専属の別
①常時1000人以上の労働者の場合『専属』
②有害業務（P3の参照2の業務）の従事者が500人以上の場合『専属』
③それ以外『専属又は非専属』

医師免許証に記載されている医籍番号を記入。

様式裏面参照。
産業医の選任要件に応じたコード番号を記入。
例えば、
日本医師会研修修了者…1
労働衛生コンサルタント…3

産業医の専門科名と開業の有無を記入。

初めて産業医を選任した場合記入。

原則として、代表者職氏名を記入し押印してください。

なお、当該報告を行う職務権限が事業場の長に委譲されている場合には、代表者職氏名を記名した上で、事業場の長の職氏名を記載し、押印することも可。

※提出にあたっては、**医師免許証の写し及び産業医資格要件を証する書面（又は写し）**（日本医師会の産業医学基礎研修の修了証、労働衛生コンサルタント試験合格証等）を添付してください。

個人情報適正な取り扱いの観点から、受付印が押印された写しが不要な場合は、写しの郵送はお控えください。郵送により、受付印が押印された写しの返送を希望される場合は、返信用封筒（切手貼付、宛名記入）と写しを同封してください。



安全衛生推進者等

(労働安全衛生法第12条の2(労働安全衛生規則第12条の2～4条等))

安全衛生推進者等の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する必要があります。

(労働安全衛生規則第12条の3、4等)

1 安全衛生推進者等

労働安全衛生法第12条の2では、一定の業種及び規模の事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者(以下、「安全衛生推進者等」という。)を選任し、その者に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を担当させることとなっております。

※ 一定の業種及び規模についてはP2参照

2 「安全衛生推進者等」の職務

(昭和63年9月16日基発第602号)

- (1) 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- (2) 作業環境の点検(作業環境測定を含む)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 安全衛生教育に関する事。
- (5) 異常な事態における応急措置に関する事。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
- (8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。

3 「安全衛生推進者等」の資格

(昭和63年9月5日労働省告示第80号)

安全衛生推進者等には一定の資格が必要です。

- (1) 大学または高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上の安全衛生の実務経験者。
- (2) 高校を卒業した者で、その後3年以上の安全衛生の実務経験者。
- (3) 5年以上の安全衛生の実務経験者。
- (4) 厚生労働省労働基準局長が定める講習(安全衛生推進者等養成講習)を修了した者。
- (5) その他厚生労働省労働基準局長が認めた者。





参考通達等

常時使用する労働者数の算定

(昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号, 昭和 61 年 6 月 6 日基発第 333 号, 昭和 63 年 10 月 1 日基発第 652 号)

- 1 常時使用する労働者数は、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数をいいます。
- 2 派遣における規模の算定に当たっては、
 - ① **総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び産業医の選任の義務並びに衛生委員会の設置の義務については、派遣先の事業場及び派遣元の事業場の双方に課せられます。**規模の算定に当たっては、それぞれ派遣中の労働者数を含めて、常時使用する労働者の数を算定します。
 - ② **安全管理者の選任の義務及び安全委員会の設置の義務は派遣先事業者のみに課せられます。**規模の算定に当たっては、派遣先の事業場について、派遣中の労働者の数を含めて、常時使用する労働者の数を算出します。なお、派遣元の事業場における安全管理者の選任及び安全委員会の設置については、派遣中の労働者の数を差し引いて、常時使用する労働者の数を算出することにより、当該事業場の規模を算定します。

自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することができる場合

(平成 18 年 3 月 31 日基発第 0331004 号)

- 1 事業主は、次のすべての要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任できます。
 - (1) 事業場について、P 2 の表の「その他の業種」の事業場であること。
 - (2) 衛生管理者として選任する者について、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなどであること。
 - (3) 衛生管理者として選任する者に係る労働者派遣契約又は委任契約（以下単に「契約」という。）において、衛生管理者が職務を遂行しようとする事業場に専ら常駐し、かつ、その者が一定期間継続して職務に当たることが明らかにされていること。
- 2 事業者は、1 により自社の労働者以外の者を衛生管理者として選任する場合には、次の事項に留意する必要があります。
 - (1) 衛生管理者として行わせる具体的業務及び必要な権限の付与並びに労働者の個人情報の保護に関する事項を契約において明記すること。
 - (2) 事業場の衛生に関する情報等衛生管理者の業務の遂行に必要な情報を、衛生管理者として選任する者に対して十分に提供すること。
 - (3) 衛生管理者の能力向上に努めること。
- 3 事業主は、1 の(1)及び(3)の要件に該当する場合には、自社の労働者以外の者を衛生推進者として選任することができます。
- 4 派遣中の労働者はその事業場に「専属の者」に該当しません。ただし、P 2 の表の「その他の業種」の事業場の衛生管理者及び衛生推進者については、危険有害要因が少なく、派遣中の労働者であっても衛生管理に関して適切な措置を講じることができる場合は、派遣されている労働者であってもその事業場に「専属の者」とすることができます。

分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の兼務について

(平成 18 年 3 月 31 日付け基発第 0331005 号)

1 定義

この通達においては、ある事業者の意思決定機関（株主総会その他財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。以下同じ。）を支配している事業者がある場合に、その支配している事業者を「親事業者」といい、支配されている事業者を「子事業者」といいます。

なお、ある会社が、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 に規定する子会社（以下「子会社」という。）及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和 49 年法律第 22 号）第 1 条の 2 第 4 項に規定する連結子会社を有する場合における当該会社は、「親事業者」に該当するものとします。

2 要件

親事業者の事業場の安全管理者等（専任の安全管理者又は衛生管理者を含む。）が子事業者の事業場の安全管理者等を兼ねる場合には、次の要件のいずれにも該当するときは、それぞれ、事業場に専属の者を選任しているものと認められます。

- (1) 子事業者の事業場が、親事業者の分社化に伴い、親事業者の事業場の一部が分割されたものであること。
- (2) 親事業者の事業場と子事業者の事業場が同一敷地内にある、又は敷地が隣接していること。
- (3) 安全衛生に関する協議組織が設置される等、分社化後も引き続き安全衛生管理が相互に密接に関連して行われていること。
- (4) 親事業者の事業場における事業の内容と子事業者の事業場における事業の内容が、分社化前の事業場における事業の内容と比較して著しい変化がないこと。

3 留意事項

- (1) 上記 2 により親事業者の事業場の安全管理者等が子事業者の事業場の安全管理者等を兼ねることを認められた後、それぞれの事業場において別の安全管理者等を選任するに至った後は、再び上記 2 による兼務を行うことは認められません。
- (2) 親事業者及び子事業者は、安全管理者等としての業務の遂行に必要な情報提供を十分に行うこと。
なお、安全管理者又は衛生管理者については、労働安全衛生規則上安全又は衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならないこととされていることに留意する必要があります。
- (3) 親事業者及び子事業者は、兼務を行う安全管理者等が安全衛生管理の対象とする労働者数について労働安全衛生規則の規定に適合するよう留意するとともに、安全衛生管理の対象とする事業場の数をその職務の遂行に支障を生じない範囲内としなければいけません。
- (4) 親事業者の事業場における安全管理者が子事業者の事業場の衛生管理者又は衛生推進者を兼ねること及び親事業者の事業場における衛生管理者が子事業者の事業場の安全管理者を兼ねることは認められません。

(参考)

		子事業者			
		安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	衛生推進者
親事業者	安全管理者	○	×	○	×
	衛生管理者	×	○	○	○
	安全衛生推進者	○	○	○	○
	衛生推進者	×	○	○	○

○は兼任可能な組合せ、×は兼任できない組合せを示しています。



安全衛生委員会等

(労働安全衛生法第 17～19 条(労働安全衛生規則第 21 条～23 条等))

下記に該当する事業場は委員会を、毎月 1 回以上開催するようにならなければなりません。
安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。(労働安全衛生法第 19 条)

1 対象業種及び対象規模

	対 象 業 種	対象規模
安全委員会	① 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業	50人以上
	② ①以外の製造業（物の加工業を含む。）及び運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上
衛生委員会	すべての業種	50人以上

2 委員の構成

労働安全衛生法第 17 条、第 18 条、第 19 条

① 議長

総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名したもの。

(これに準ずる者とは、当該事業場において事業の実施を統括管理する者以外の者で、その者に準じた地位にある者（副所長、副工場長等）です。)

② その他の委員

安全管理者（安全委員会の場合）

当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもの（安全委員会の場合）

衛生管理者（衛生委員会の場合）

産業医（衛生委員会の場合）

当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもの（衛生委員会の場合）

「その他の委員」の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければなりません。

3 調査審議事項

労働安全衛生法第 17 条、第 18 条

安全委員会

- 1 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 3 安全に関する規程の作成に関すること。
- 4 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項）のうち、安全に係るものに関すること。

- 5 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 6 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 7 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

衛生委員会

- 1 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 3 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 4 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 5 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項）のうち、安全に係るものに関すること。
- 6 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 7 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 8 有害性の調査（法第57条の4第1項及び第57条の5第1項）並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 9 作業環境測定（法第65条第1項又は第5項）の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 10 定期に行われる健康診断、都道府県労働局長による指示（法第66条第4項）を受けて行われる臨時の健康診断、自ら受けた健康診断（法第66条の2）及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 11 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 12 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- 13 労働者の精神的健康の保持を図るための対策の樹立に関すること。
- 14 安衛則第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第3項及び第4項医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。（ ）
- 15 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

4 議事の記録

労働安全衛生規則第23条

委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを**3年間保存**することが必要です。

- 1 委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容
- 2 委員会における議事で重要なもの

5 議事概要の周知

労働安全衛生規則第23条

事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知することとされています。

- 1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- 2 書面を労働者に交付する。
- 3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。

（ ）安衛則第577条の2第2項、第3項、第4項及び第8項に係る部分は令和6年4月1日から



安全推進者の配置について

安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種に属する事業場について、安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実行を高め労働災害の減少を図るため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました。

対象事業場：労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの

1 対象業種及び対象規模

労働安全衛生法施行令第2条

	該当する業種	常時10～49人	常時50人～
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	安全衛生推進者の選任義務	安全管理者の選任義務
第2号	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業		
第3号	その他の業種	安全推進者の配置（ガイドライン）	

2 要件

事業場内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者。

なお、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

3 配置人数

原則として事業場ごとに1名以上配置すること。

4 周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知する。

5 職務

事業の実施を総括管理する者を補佐して以下の職務を行うこと。

また、事業者は、安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の向上や能力の向上に配慮すること。

- (1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること
例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険個所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等
- (2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
例：朝礼等の場所を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等
- (3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること
例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等

発行元

京都労働局労働基準部健康安全課

HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL 075(241)3216